

経済産業省令第五十五号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十条第一項の規定に基づき、製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行う者のスラグの発生抑制等に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

経済産業大臣 平沼 赳夫

製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行う者のスラグの発生抑制等に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

（目標の設定）

第一条 製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に属する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業に係るスラグ（以下「鉄鋼スラグ」という。）の発生抑制等を計画的に行うため、鉄鋼スラグの発生抑制等に関する目標を定めるものとする。

（設備の整備）

第二条 事業者は、次に掲げる設備その他の鉄鋼スラグの発生抑制等のために必要な設備を計画的に整備す

るものとする。

- 一 製鋼工程における原材料等の使用量を制御する設備その他の鉄鋼スラッグの発生を抑制する設備
 - 二 吹製設備、給水装置、脱水機、貯りゆう装置その他の水砕スラッグを回収し、及び再生資源として利用できる状態にする設備
 - 三 ジョークラツシャ、ロッドミルその他の破碎設備、ふるい分け機、磁気選別機、ベルトコンベア、貯りゆう装置、集じん機その他の徐冷スラッグを回収し、及び再生資源として利用できる状態にする設備
- (技術の向上)

第三条 事業者は、次に掲げる技術の向上その他の鉄鋼スラッグの発生抑制等のために必要な技術の向上に計画的に取り組むものとする。

- 一 製鋼工程における生石灰その他の原材料等の使用の合理化により鉄鋼スラッグの発生を抑制する製造方法の改良

二 土工用材用、道路用材用その他の有効な用途への鉄鋼スラッグの利用の増進

三 港湾施設用の資材用、水質改良剤用その他の鉄鋼スラッグの利用に係る新規の用途の開発

(設備の運転の改善等)

第四条 事業者は、第一条の目標を達成するため、前二条に規定するもののほか、設備の運転の改善その他の鉄鋼スラッグの発生抑制等のために必要な措置に計画的に取り組むものとする。

(統括管理者の選任)

第五条 事業者は、鉄鋼スラッグの発生抑制等に計画的に取り組むための業務を統括管理する者を選任するものとする。

(規格又は仕様による加工)

第六条 事業者は、鉄鋼スラッグの利用を促進するため、次の各号のいずれかにより、別表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる用途その他の有効な用途に応じた製品となるよう、鉄鋼スラッグを加工するものとする。

- 一 道路用鉄鋼スラッグに加工する場合には、日本工業規格 A 五〇一五
- 二 コンクリート用高炉スラッグ骨材に加工する場合には、日本工業規格 A 五〇一一・一
- 三 コンクリート用フェロニッケルスラッグ骨材に加工する場合には、日本工業規格 A 五〇一一・二

四 前三号に掲げる製品以外に加工する場合にあつては、事業者と鉄鋼スラグを利用する者が協議して、用途に応じて定めた仕様

(販売又は加工の委託)

第七条 事業者は、鉄鋼スラグの利用を促進するため、自ら鉄鋼スラグの利用のための加工を行い得ない場合にあつては、当該加工を行い得る者に販売し、又は加工の委託をするものとする。

(計測及び記録)

第八条 事業者は、鉄鋼スラグの品質及び重量その他の鉄鋼スラグの発生抑制等に必要な事項について管理標準を設定するとともに、これらの事項を定期的に計測し、及びその結果を記録するものとする。

(情報の提供等)

第九条 事業者は、鉄鋼スラグを利用する者に対し、当該鉄鋼スラグの品質及び組成その他の必要な情報の提供を行うものとする。

2 事業者は、資源の有効な利用の促進に関する法律第十二条に規定する計画を作成した場合にあつては、これを公表するよう努めるものとする。

附 則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

別表（第六条関係）

区 分			用 途
一 高炉による製鉄業に係るスラグ	水砕スラグ	徐冷スラグ	<p>高炉セメント混合用、ポルトランドセメント混合用、セメントクリンカー原料用、コンクリート用混和材用、コンクリート用骨材用、道路用材用、土工用材用、地盤改良材用、土工用材用、又は肥料用</p>
二 高炉によらない製鉄業に係るスラグ	水砕スラグ		<p>コンクリート用骨材用、アスファルト・コンクリート用骨材用、又はロックウール原料用</p>

<p>三 製鋼・製鋼圧延業に係るスラグ</p>	<p>グ</p>		
<p>徐冷スラグ</p>	<p>徐冷スラグ</p>	<p>風砕スラグ</p>	
<p>用 セメントクリンカー原料用、道路用材用、土工 用材用、地盤改良材用、土壤改良材用又は肥料</p>	<p>又は肥料用 道路用材用、土工用材用、ロックウール原料用</p>	<p>ロックウール原料用、研磨材用又は肥料用 リート用骨材用、道路用材用、土工用材用、 リート用骨材用、道路用材用、アスファルト・コンク</p>	<p>リート用骨材用、道路用材用又は地盤改良材用</p>